

第5回パソコン文字通訳シンポジウム 報告書

テーマ: 話の全てを知る権利を実現するために
～文字通訳の新しい方向を求めて～

2015年1月12日(月・祝)10:30～16:40

場所: 東京都障害者福祉会館
主催 全国文字通訳研究会(略称 文字通研)
共催 全国文字通訳研究会 東京支部
日本遠隔コミュニケーション支援協会
日本聴覚障害者コンピュータ協会
後援 ろう・難聴教育研究会

目次

報告 - 一人入力と連係入力の比較実験	1
全国文字通訳研究会研究委員会 大場美晴	
発表 - 文字通訳論についての考察	8
全国文字通訳研究会研究委員会 長谷川洋	
講演1 「利用者の立場から」	12
みみより会 理事長 遠藤良明氏	
講演2 「情報保障における合理的配慮の考え方」	15
君島淳二氏(前厚生労働省自立支援振興室長)	

■報告 — 一人入力と連係入力の比較実験

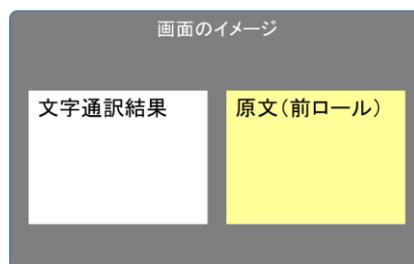
全国文字通訳研究会研究委員会 大場美晴

2014年8月31日、文字通研関東集会のときに行った比較実験についてご報告します。

全要研がこのように要約しなさい、一人入力しなさいと指導する「大幅に要約された文字通訳」(以下、「要約入力」と言う)と、連係入力等であるべく全文に近い形で入力する「全文に近い文字通訳」(以下、「全文入力」と言う、ただし完全な全文ではない)を公平な形で直接比較して評価してもらう実験です。

自分たちが求める文字通訳とはどういうものなのかを考えると、つまり2つのうちどっちを選びたいかという話をする元となるものにしたと考えました。また、要約筆記者の認定試験はログをもとに採点するので同時性を評価しません。そこもちゃんと見える形にしたいと思いました。

いわゆる通訳現場で2つの字幕が付くということはまずありません。あったとしても入力者の技能によって評価が変わってしまいます。そこであらかじめ準備をして「下手だから」を排除しました。要約入力と全文入力、同じ条件であらかじめ入力画面を動画にし、元の話と並べて同時に再生し、比較してみることにしました。



これまでの経緯ですが、2014年1月12日、第4回パソコン文字通訳シンポジウムで初めて発表しました。3つの動画素材を作って皆さんに見ていただいてご意見をいただきました。

2014年7月19日、有志の方でモニター会を開催しました。1月に使用したのと同じ動画素材を使い、評価項目を決めて点数とコメントをいただきました。

2014年8月31日、関東地区集会で評価実験を実施。新しく3つの動画素材を使って参加者の方に評価をしていただきました。今日はこの日の結果についてご報告します。

2つの入力

要約入力と全文入力は下記のように作成しました。

①大幅な要約入力(一人入力を想定)

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センターで指導されている方針に基づいて、いわゆる「理想とされている要約」に近づけるよう要約文を作成し、入力のタイミングを想定しながら前ロールで流しました。つまり、聞きながら要約したものではありません。要約文の作成には手書き要約筆記やパソコン文字通訳の経験が長い人、指導者養成講座を受講した人が担当しました。

〔要約方針〕

- ・聞いたままではなく話し手の概念を再構築して入力する
- ・話し言葉は書き言葉にかえる
- ・共通認識になっている事項は削る
- ・体言止め、助詞止めを使う …など

②全文に近い文字通訳(連係入力)

録音されたものをあらかじめ数回聞いた後に、話を聞きながら2人で連係入力しました。何度かやり直してベストに近いものを使用しました。

いずれも、少々極端に作ってあります。実際の通訳現場では、ここまで極端な入力の仕方をする事は少ないと思います。

動画の作成方法

動画はほぼフリーソフトで作ることができました。

入力用のソフトは「IPtalk」です。その入力データを要約筆記記録ツール「IPCapture」で記録しました。これはIPtalkの入力を後から再現できるソフトです。そして画面の動きを録画できる「カハマルカの瞳」というソフトを使って動画を作成しました。作成した動画を動画編集ソフトで編集しました。Windowsにもともと入っているWindowsにもともと入っているムービーメーカーでもある程度できますが、2つの動画を1つの画面に組み合わせる機能がなかったので5,000円くらいの安い編集ソフトを使いました。

(参考)動画作成に使用したソフト

下記のフリーソフトを使用しました。それぞれの作者の方に感謝を申し上げます。

IPtalk(栗田茂明氏) http://www.geocities.jp/shigeaki_kurita/

要約筆記記録ツール IPCapture(森直之氏) <http://www.caption-sign.in.net/software/IPCapture.html>

カハマルカの瞳(MilBesos Co.氏) <http://www.paw.hi-ho.ne.jp/milbesos/top.shtml>

実験の流れ

実験の流れは、まず原文、要約入力、全文入力それぞれ文字に書き起こしたものを配付しました。

その上で、要約入力と全文入力を、それぞれ原文と並べて見ていただきました。音声は出さず、聞こえる方も聞こえない状況で見ていただきました。

次に、評価シートに記入していただきました。評価項目は「言葉づかい・ニュアンス」「正確さ」「わかりやすさ」「十分度」「その他」の5つです。

それぞれ5点満点で「あなたにとっての満足度」を5点満点で点をつけていただきました。

比較実験用評価シート						
素材名	男性		女性			
	20代	30代	40代	50代		60代以上
	ろう	難聴	中途失聴	健聴		
お気づきの点を自由にお書きください。あなたにとっての満足度1～5に○をつけてください。						
	言葉づかい ニュアンス	正確さ	わかりやすさ	十分度	その他	
大幅な 要約入力 (一人入力)	不満 1 2 3 4 5 満足 					
全文に近い 文字通訳 (連絡入力)	不満 1 2 3 4 5 満足 					

3つの素材

動画素材は3種類用意しました。

A. 専門用語を含む講演

1人の講師が多数の人に向けて講演を行っているシーンです。講師は無駄のない整った話し方をしています。全く加工せずそのまま打っても意味が通じるという素材です。ただ内容には専門用語が含まれており、事情がわからない人には理解しづらい可能性があるというものです。

	原文	①大幅な要約入力 (一人入力を想定)	②全文に近い文字通訳 (連係入力)
文字数	913文字	176文字	854文字
分速	301文字/分	58文字/分	282文字/分
要約率	100%	19%	98%

B. 多数決のある会議

数人の役員による会議で、次回開催するイベントの日程を決めようとしているシーンです。文字通訳のスタッフ数人におしゃべりしていただきました。進行役が最後に多数決をとります。あなたは会議の参加者で、内容が理解できて最後の多数決に参加できますかというものです。

	原文	①大幅な要約入力 (一人入力を想定)	②全文に近い文字通訳 (連係入力)
文字数	872文字	176文字	619文字
分速	291文字/分	59文字/分	206文字/分
要約率	100%	20%	71%

C. 感情のこもった話

書籍の著者へのインタビューしたものです。本の中の感動したエピソードについて著者とインタビュアーが感情豊かに話しています。トークショーの観客だとしてその感情が伝わるかを見ていただくものです。

	原文	①大幅な要約入力 (一人入力を想定)	②全文に近い文字通訳 (連係入力)
文字数	948文字	174文字	885文字
分速	331文字/分	61文字/分	309文字/分
要約率	100%	18%	93%

実施概要

実施日： 2014年8月31日(土)

対象者： 全国文字通訳研究会 第2回関東地区集会の出席者 34人

	計	年齢			性別		
		40代	50代	60代以上	男性	女性	無回答
聴覚障害者	19	3	6	10	11	7	1
難聴	7	2	1	4	3	3	1
中途失聴	11	1	4	6	7	4	0
ろう	1	0	1	0	1	0	0
健聴者	15	5	7	3	4	11	0
合計	34	8	13	13	15	18	1

評価結果

評価① 素材別

「大幅な要約」の評価は5点満点で平均 1.8 ポイント。「全文に近い文字通訳」の評価は平均 4.6 ポイント。

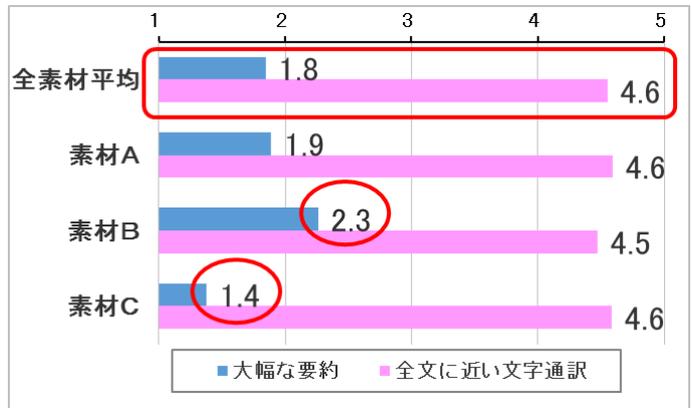
「話の全てを知る権利」を求める集会への参加者なので偏りはあるにしても、これほどの差になりました。

話の内容・性質によって評価に差が出ました。

素材A「専門的な話」については、要約入力には内容の不足についての意見がとて多かった。全文入力の方が高評価でしたが「読むのが大変」というコメントもありました。

素材B「多数決のある会議」では要約入力の評価が比較的高かった。全文は冗長さが気になる、このような内容なら要約の方がよいということで、人によっては要約入力の方を高く評価し全文入力を低く評価した方もいました。

素材C「感情のこもった談話」では感情が伝わってこないということで要約入力の評価が他の素材低くなりました。全文入力の方は冗長さが気になるという意見もありましたが、感動が共有できる気持ちが伝わってくるというコメントが目立ちました。



評価② 障害の有無・種別

難聴者は「大幅な要約」の評価が平均より高い。

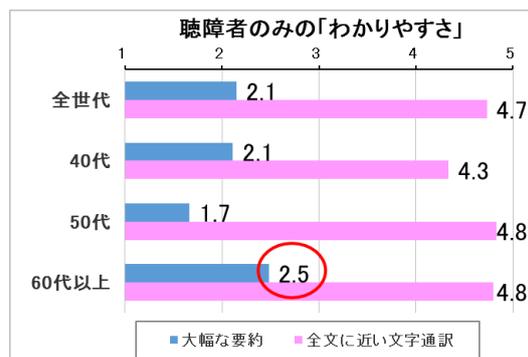
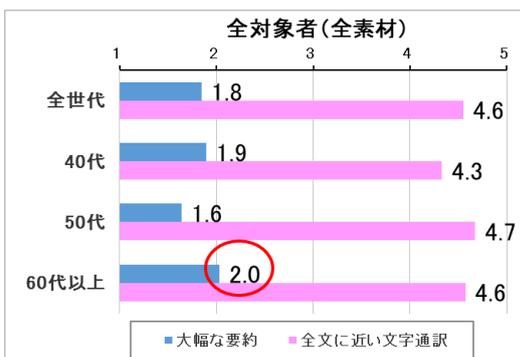
健聴者は「全文に近い文字通訳」の評価が比較的低い。難聴者と中途失聴者では評価点が異なるようです。(ろうはサンプル数が少ないのでノーコメント)

健聴者からは聴障者よりからい点がつけられました。



評価③ 年齢別

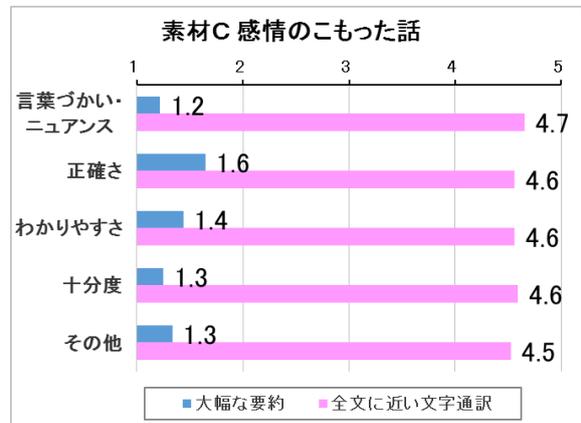
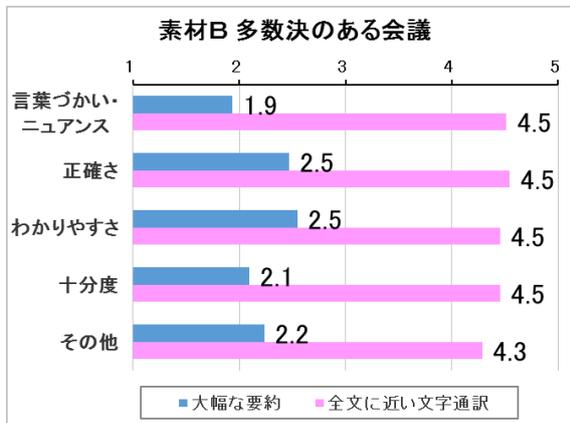
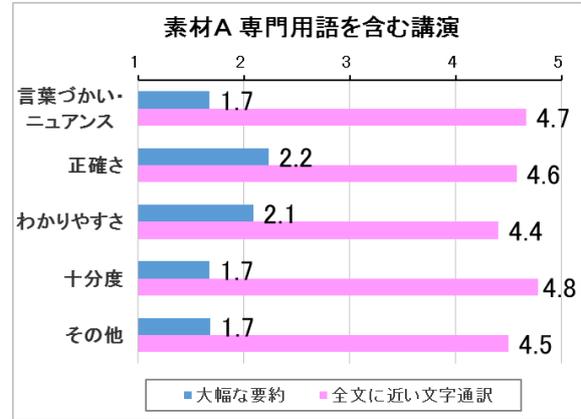
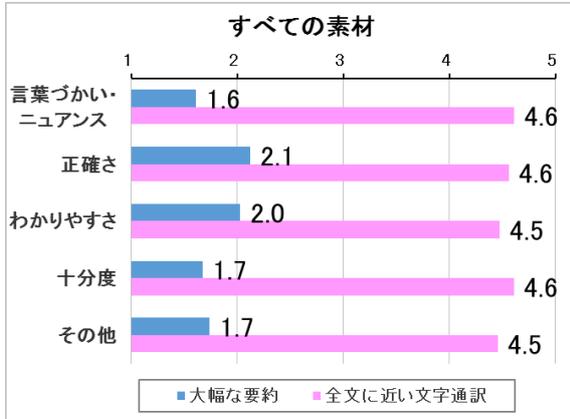
よく、高齢者には要約した方がわかりやすいと言われますが実際はどうかを見てみました。結果、50代までは要約した方がいいと思っている人は少ないようです。60代以上では要約入力に比較的高い評価をつける人が多かった。聴障者(難聴・中途失聴・ろう)の評価項目「わかりやすさ」に絞って比較してみるとその傾向が顕著です。



評価④評価項目別

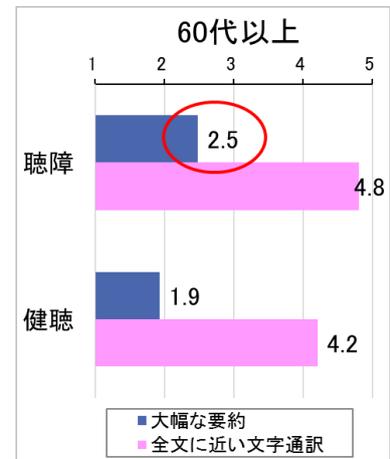
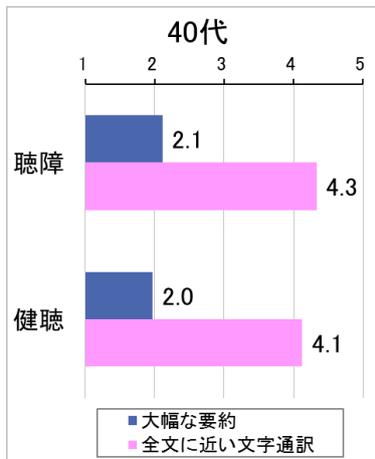
「大幅な要約」は「言葉づかい・ニュアンス」や「十分度」の評価が低い。「言葉づかい・ニュアンス」は「大幅な要約」では伝わってこないというコメントが目立ちました。「十分度」は「情報が少なすぎる」というコメントが目立ちました。

素材ごとに見ると素材B「多数決のある」と素材C「感情のこもった談話」で差が出ました。Bは「正確さ」「わかりやすさ」が比較的高い評価。Cは感情が伝わってこないという不満が目立ち要約入力の評価がとて低くなっています。



評価⑤「わかりやすさ」×障害の有無×年齢

聴覚障害者について「わかりやすさ」の項目は「大幅な要約」の評価が全体に比べて高いのですが、聴障の有無と年齢で見ると、特に60代以上の聴障者でその傾向が顕著でした。



終わりに。今回の比較実験では限られたメンバーでの評価でした。もっといろいろな人に見ていただいく機会を増やしたいと思っています。ご紹介いただければ資料や動画を提供できますのでお問い合わせください。

主なコメント

素材A. 専門用語を含む講演

①大幅な要約入力(一人入力を想定) 要約率19%	②全文に近い文字通訳(連係入力を想定) 要約率98%
<ul style="list-style-type: none"> • 内容の不足が多い。 • このような要約では講演会などに参加する気にはなれない。 • 少し聞こえにくい人ならこの程度の文でも通じるかも知れないが、聞こえが落ちた人には意味がない。 • 原文を見ていると、ポイントとなる用語がところどころ抜けていることがよくわかります。 • 一人書きでももう少し書けると思う。省略しすぎの感じがする。 • 了解事項をすべて省いてしまうと意味不明。唐突感がある(了解事項は人によって了解度が違うと思うので)。 • タイミングが遅くもどかしさを感じた。 • 「間違いではない」がそれは「正確」とはイコールでないことがよく分かる。 • あまりに情報が少なく話の流れがつかめないことに改めて驚きました。 • 原文を見なければこんなものかと思う。 • テキパキした書き方は誤解しにくい面があり良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 約 10 秒遅れ。なんとか待てる。もうちょっと早いと良い。 • これだけ画面に出してもらえれば満足ですが、現場は手話通訳がついていることも多いので両方同時に読むのはちょっと大変。大幅な省略は困りますが、このような現場を考えるとある程度の要約も必要かも。 • 文章だけでなく表示方法の工夫が必要か(読みにくい)。 • 内容が非常にわかりやすい。 • 言葉使いと書き方が近いと安心感がある。 • 全文との差を感じなかった。そのままでも分かりにくいという事は一切なかった。 • 助詞や接続詞が入ってくると、かなり流れが分かりやすい。 • 地名や数字など大切な内容のところは遅れているのが比較できて良かった。 • もととの話している内容が整理されているので、そのまま文字になってもわかりやすい。 • 話し手(原文)がきちんと話されていたので全文に近い入力の方がわかりやすかった。

素材B. 多数決のある会議

①大幅な要約入力(一人入力を想定) 要約率19%	②全文に近い文字通訳(連係入力を想定) 要約率98%
<ul style="list-style-type: none"> • なぜ手を止めてるの?とってしまいますね。もっと打って!!とを感じる。 • 情報が欠落していることが明確でストレスが残る。 • 挙手だけでなく口をはさむのが難しそう。 • 自分が協議に参加している意識が薄れる • とてもさびしい。我々聴障者は情報社会から取り残されているというのが分かります。 • こうした会議では話者の意図が伝わる必要があり、そういう面では不十分。 • 会議に参加できる情報が得られているとは思えなかった。 • 大幅な要約≠同時性とは限らない。 • 流れがまとまっていてニュアンスは気にならない。 • 流れがわかるので正確さも信頼できる。 • その場にいるケースなら充分である。周りの状況で判断も可能。 • 情報量が少ないので少し目をはなしていても(何か書いたりしていても)読むのに追いつけることがわかった。 • 何かを決めたり賛成反対の決をとったりする時は大幅な要約入力でも問題はないと思う。ニュアンスを少し欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 冗長性があり話の流れに振り回される感がある。 • 話しことばの冗長さが残っていて読みにくかった。もう少し要約した方が理解しやすかった。 • 意識する必要がないニュアンス、情報が多すぎて内容がわかりにくい。タイミングを逃す。いらぬ内容を解釈しているうちに必要な情報を見逃す。 • 全文との差を感じなかった。確かに「なんか」とか「そうそう」とかは省略されているところもあるが、気にならない程度。 • 現状ではこれが限界なのはわかるものの、変換前、入力中も見れるとコンマ数秒かせげるのでは? • 多数決で決定する流れの内容がほぼ理解できる。 • どうしてのような結果になったのか、その理由までわかるので良いと思う。 • 要約でも経緯、情景が必要。 • 「いかがでしょうか?」この言葉、大事。会議の参加者の意見を尊重している。 • 賛否を問う部分では連係入力であるけど遅れずに出ています。画面には早めに出ることが第一だと思います。

素材C. 感情のこもった話

①大幅な要約入力(一人入力を想定) 要約率19%	②全文に近い文字通訳(連係入力を想定) 要約率98%
<ul style="list-style-type: none"> • 要約しすぎると一番困るのがニュアンスが欠落する点ですね。 • やはりこうした感動したというような話は要約で伝えるのはなかなか難しいことがよく分かった。 • 事実としては正確かも知れないが、場として正確な描写ではない。 • ぶっきらぼうすぎて温かさが伝わってきません。 • 要点の一部だけはわかった。 • 「資料読み上げ中」では判らない。この部分は困る。 • 話者の直接言葉が間接言葉で書かれるので感情移入が不十分。 • 文字が出るスピードは遅いので、十分理解できないので不満です。 • 助詞止め「～と。」は「と、言われた」か「と(自分が)言った」がわからなくて混乱した。話し手の言いたいことが全く伝わってこない。特に感情などは。 • 体言止め、助詞止め多用で文章の論理構造がわからずニュアンスも伝わらない。 • 細かい喜怒哀楽にこだわらなければ、まあ、いいかな？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 話し手の人柄などは伝わったが、やはり冗長さが気になりもつと要約したらいいのに…と思った。 • 全体としてうれしかったのは伝わったが、いちばんうれしかったのは何かとかニュアンスがさっぱりわからない。音声に出るメリハリが伝わらない。 • 感情のこもった談話は、むずかしいことだと思いますが、声の抑揚、その場の雰囲気、気持ちをどれだけ言葉の流に現せるかだと思います。むずかしければ…全文に近い文字通訳でがんばってほしいです。 • 多少要約した方が判りやすかったかも知れない。 • ほとんど全文。問題は、この様な速度が続くかどうか。 • 93%文字数とのことですが 90%以上表出されると安心して見られる。うれしいとか感動という言葉も入っているので分かる。 • 情報が多いと感動を共有できる • エピソードの内容が確実に記されているので気持ちがよく伝わり共感がわいた。 • 感情表現がしっかりあって、感動的なニュアンスが伝わってくる。

以上

■発表 — 文字通訳論についての考察

全国文字通訳研究会研究委員会 長谷川洋

皆さん、こんにちは、ただいま紹介いただきました長谷川です。文字通訳論について、昨年まとめたものを一般的に説明しようと思いましたが、30分では時間が足りないし、またあまり面白くないので、私たちが作った通訳論と全難聴・全要研がまとめた養成テキストに書いてあることを比較して見てもらうことにしました。

最初にちょっとだけ文字通訳論をまとめるに至るまでの経過をお話します。2年前に私たち理事が選ばれた段階で文字通訳論を作っていくことが会の活動の基本になると考えました。そのときの文字通訳論の責任者は、入谷さん。入谷さんが1年間頑張って基本的なところを、だいぶまとめてくれましたが、もう一段階上に行きたい。そのために理事の一人ひとりに通訳論を書いてもらうことが必要ではないかと考え、章を割り振って、理事に担当して書いてもらいました。そのままでは一貫した形になっていないので、私が強引にまとめました。それが、昨年の8月です。基本的な文字通訳論の形が、これでできあがりました。この荒削りなものに対して、理事が修正意見を出して磨きをかけるところに入っています。それができれば、会員の方に公開して会員からいろいろと意見をいただいて修正していく予定です。

文字通訳（要約筆記）の定義

まず文字通訳と言いますか、要約筆記の定義が私たちと全難聴・全要研とは違う。要約筆記という言葉に関しては1993年に全要研と全難聴が共同で決めました。話し手の内容の要点をつかみ、それを書く。つまり要点でないものは書かないとなってしまったのです。ここがポイント。

私どもの場合は、「通訳」と定義しました。文字通訳とは音声を文字によって伝える通訳。そうすると今度は通訳とは何か？という問題が出てきます。言語学者が定義する通訳は、異なる言語の間というのが条件です。

全要研と全難聴の共同で定義(1993年)	全国文字通訳研究会の定義(2014年)
「要約筆記とは、聴覚障害者のためのコミュニケーション保障の手段の一つの方法であって、話し手の話の内容をつかんで、それを筆記して、聴覚障害者に伝達するものです」	「文字通訳とは、音声を文字によって伝える通訳」 「通訳とは、話を通じない人の間に立って、話を通じる形に変換(*)して相手方に伝えること、また、それを行う人」 *「変換」には、コード変換だけではなく、モード変換も含む。 コード変換では、文法が変わる。モード変換では、音声から文字など表現媒体が変わる。

例えば、日本語から英語へ、英語から日本語へ。手話の場合は、日本語とは文法が異なり、独立したひとつの言語だと認められています。日本語を手話に変えるときは通訳なんです。ところが日本語対应手話は、文法は日本語で、それを手で表しているだけなので、独立した言語ではない。そうすると、これは通訳とは認めない。アメリカは、言語学の立場が強いので、いろいろ大変なことがあったのです。つまり英語対应手話は手話ではなく、英語であり、英語を英語対应手話に変換することは通訳とは認めない。そうなると対应手話を求める中途失聴・難聴者は、手話通訳を頼めない。手話通訳よりも一段低い立場の手話通訳ではない人に頼むことになる。ろう者も、中途失聴・難聴者も、同じように聞こえる人と会話ができなくて困っているのに、こうした格差が生まれたりする。

東京で手話通訳の派遣が始まったとき、中途失聴・難聴者に対する場合もろう者に対する場合も同じ通訳の仕事であることを基本に、仕事をしてもらいました。ろう者に対する通訳技術も、中途失聴・難聴者に対する

通訳技術も、同じように大切な技術で、どちらもできることが登録通訳になる条件になりました。ろうあ者に対しても、中途失聴・難聴者に対しても、相手の人に合わせた通訳ができる、これが東京の東京手話通訳等派遣センターの基本になっています。言語学で通訳かどうかを区別しない。それが基本です。

同じようなことを文字通訳についても考えました。理由はですね。全難聴が出しているテキストを見ると、要約筆記とは話し言葉を書き言葉に変える通訳である。いかに話し言葉から異なる形の書き言葉に変えるかが要約筆記の技術だと。同じ言葉にしたら、通訳にならない。すなわち、言語学の立場から離れることができていないのですね。

私どもは、通訳とは、「話を通じない人の間に立って、話を通じる形に変えて伝えること」と定義しました。通訳の社会的な役割。相手がろう者だろうと難聴者であろうと同じように相手に伝わる形で仲介するのが通訳としたわけです。

言語学者は、通訳は文法が変わる、コード変換を行うと考える。しかし、私どもは、モード変換、すなわち音声を変えて文字にするのも通訳であると思いました。

文字通訳（要約筆記）の前提となる考え方

要約筆記の前提となる考え方ですけれども、養成テキストを見ると、話されたままではわかりにくい。そのまま表示したのでは聞こえない人の権利を守れないとしていますね。そのため話を再構築し、どこか大切なことを要約筆記が判断して、要点をわかりやすく表示するという考え方ですね。

私たちは違います。できるだけ話されたまま表示してほしい。それが聞こえない人の権利を守るんだと。どこが大切で、どこが大切でないかは、私たち聞こえない人が判断する。どこが大切かは、人によっては違うだろう。

厚生労働省カリキュラム準拠 「要約筆記者養成テキスト」 発行: 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(2013年)	全国文字通訳研究会
1) 話されたままではわかりにくい - そのまま表示したのでは、聴覚障害者の権利を守れない 2) どこが重要で、どこが重要でないかは要約筆記者が判断し、話を再構築して分かり易く表示する - それによって聴覚障害者の権利を守ることができる	1) できるだけ話されたままを表示してほしい - それ聴覚障害者の権利を守る 2) どこが重要で、どこが重要でないかは、聴覚障害者が判断する

「三原則」

次に、要約筆記の三原則について考えてみたい。この三原則はいつ頃できたのかと思って調べてみたら、昭和52年でした。古いですね。東京で講習会が始まる前で、当然手書き要約筆記だけしかない時代に決めたものですね。この三原則については、養成テキストでも、一番の基本として書かれています。その考え方を、検証してみたいと思います。

その前に、この三原則は、一体誰を対象に決めたものなのか。聞こえない人の立場なのか、あるいは支援する要約筆記の立場で決めたものなのか、はっきりしない。昔は大体どっちも一致していた。しかし、今はちょっと違うのでは？と感じています。

三原則の1番目は「速く」です。養成テキストにどう書いてあるかというと、「通訳者がいるから会議がやりやすいと思われるような要約筆記では聴覚障害者の足を引っ張る。話に追いつく同時性は聞こえない人の社会参加を後押ししていくもの」とあります。会議などで、話が終わったと同時に要約筆記も終わる。すると、すぐに質問が

できる。これを目指しているようです。私たちは、これは無理だと考えています。音声通訳でも数秒は遅れる。その間に質問をするタイミングは失われてしまいます。会議の司会とか参加者が、聞こえない人が情報保障を受けながら話を聞いているんだということを理解していない限りは、聞こえない人の権利は守れない。参加する権利を、要約筆記者、文字通訳だけに背負わせるのはおかしいし、無理だと考えています。

三原則「速く」	
厚生労働省カリキュラム準拠 「要約筆記者養成テキスト」	全国文字通訳研究会
<p>参加を保障するために必要</p> <p>通訳者がいるから会議がやりにくいと思わせる要約筆記では、聴覚障害者の足を引っ張る。話に追いつく同時性は、聴覚障害者の社会参加を後押ししていくもの。</p>	<p>できるだけ話されたまを文字化するために必要</p> <p>音声通訳を含めて、どんなにうまい通訳でも数秒の遅れはあり、通訳の努力だけでは、聴覚障害者の参加を保障できない。会議の司会者などが、聴覚障害者がいることを意識して、会議を進めることが必要であり、通訳者だけでは参加の保障はできない。</p> <p>速く入力するのは、できるだけ話されたまを文字化するために必要。</p>

「速く」というのがどういう意味かということで辞書を調べてみました。三原則の「速く」は、辞書では、「すき間が縮まること」とあります。ということかということ、「トン トン トン」の隙間が縮まると、「トントントン」になる。

一方「早く」のほうは、「時刻が前になること」。例えば、集合時間よりも30分早く着いた。例えば集合時間が10時なら、9時30分に30分だけ時刻が前になる。養成テキストに書いてあるのは、おわる時間を前に持ってこいということで、「早く」の意味ですね。これは、最初に「速く」で決めたときの意味と変わってしまっていると思われる。

「速く」の意味で考えると、「速く」入力することを考えていると思います。しかし、全要研の人たちは、慌てて速く書く人ほど間違える、書かないで待つ勇気を持ってなどという言い方をする。「速く」書くことは求めない。しかし、この「速く」はスピードが速いこと。ギュッと省略して時間を前に持ってこいとは言っていないのですね。

三原則の2番目「正しく」です。養成テキストには、どう書いてあるのか。「言葉にとらわれすぎると、本当の意味を捉えられない。話されたまを文字化した場合、話された意図が伝わらない文章になることがある。要約筆記は文字による通訳ですから、受信する側に正確に届いてはじめて、その目的を達したことになる」。最後の部分は正しいですね。しかし、初めの部分はどうでしょうか？ 話されたままでは、話された意図が伝わらないでしょうか？ 再構築して、別の言葉に変えた方が正しく伝わるのか？

三原則「正しく」	
厚生労働省カリキュラム準拠 「要約筆記者養成テキスト」	全国文字通訳研究会
<p>ことばにとらわれすぎると、本来語られている意味をとらえきれません。また発せられたことばのまま文字化した場合、話された意図が伝わらない文章になってしまうこともあります。要約筆記は「文字による通訳」ですから、受信する側に正確に届いてはじめて、その目的を達したということになります。</p>	<p>話されたまがが一番正確であると考えます。それを受け止める場合、人により異なる意味となる場合もあるだろうが、それは聞こえる人も同じ。要約筆記者が、こういう意図だと考えたものが違う場合もあるわけで、話された言葉がいかなる意味を持つかの解釈は聞き手に任せるべきである。</p>

私たちは違います。話されたまがが一番正確であると考えます。また、その方が分かりやすいということも先程の比較実験の結果で明らかになっています。話されたまを受け止めるとき、人によって解釈の仕方が違うか

もしれない。それは聞こえる人も同じ。要約筆記者が自分で、この人の意図はこうだと判断したものが違っていることもある。あくまで話されたまま表出して、解釈は聞く人が決める。どういう意図かは聞く人が決めるべきだと思います。

三原則の3番目は、「読みやすく」です。特に手書きの場合、文字の大きさを揃えとか、あるいは文字を崩さず、楷書で書くといった意味ではすごく大切な原則だったかもしれませんが。一方、パソコン文字通訳になると誰が打ってもきれいな文字で出てきますね。ただ、表現で気をつけるのは、この会場の広さに合わせて文字の大きさを調整する。バックが黒がよいか、白がよいか。行間は適当かなどを、会場の人に聞いて調整する。これを最初にやっておけば、入力中は改行とかを気を付けていればよい。パソコンの人たちにとってみれば、あまり大きな原則ではない。

むしろパソコン文字通訳で3つの原則と言われたときには、読みやすさよりもいかに連係入力をうまくやるか、そのテクニックが入力者としての3原則としては大切になってくるのかもしれない。その意味で、利用者と入力者で三原則は少しずつ出てくる面が出てくるのではないか。

三原則「読みやすく」	
厚生労働省カリキュラム準拠 「要約筆記者養成テキスト」	全国文字通訳研究会
手書きの場合を想定して、文字・記号、訂正されたものの読みやすさなどが書かれている。 また、要約を前提として、文表現のわかりやすさ、語句選択の適切さなどが書かれている。	パソコン文字通訳では、手書きとは異なり、表示されるのはフォントであり、フォントの大きさ、行間、黒文字か、白抜き文字かなどは、その場に応じて自由に調整できる。入力時に気を付けるのは、区点、読点、改行など共に、かな漢字変換が正しいか、1回の表示の量は適切かなどであろう。

これで終わります。皆さんからご意見を聞いて一緒に考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

【質疑応答より】

神奈川では難聴者からできるだけ話されたとおりに書いてほしいという声が多く、手書きでも二人書きを開発したり、講習会でも、パソコンでは連係入力にかなりの時間を割いているし、要約という言葉をしてできるだけ使わないようにしているという意見が出ていました。

以上

■講演1 「利用者の立場から」

みみより会 理事長 遠藤良明氏

皆さん、こんにちは。みみより会の遠藤と申します。長谷川先生から講演の依頼を受けましていろいろと考えてみました。81歳ですが、長い間、要約筆記のお世話になっています。もう、30年ぐらいになりますかね。利用するばかりで、少しも要約筆記の方々のお役にたっていないのではと忸怩たる思いをしております。今回は、今まで要約筆記の問題でみみより会が経験したこと、困ったことを1つだけお話ししたいと思います。

私はもう昔の人間で、前に経験したことしか言えないのですが、平成13年から14年のころのことを。派遣元と要約筆記者の会、これをひっくめて仮に派遣元と言うことにしますが、そこから議事録の作成について善処してもらいたいという通知がみみより会にありました。当時、派遣元では「書き終えたロールやノートテイクの用紙はすべて利用者側で破棄して下さい。家に持ち帰ってはいけません。書き終えたロールやノートテイクの用紙は、その場で見返すことは構いませんが、回し読みやコピーをしてはなりません。また、これを証拠として利用してもいけません」というような通知があり、どうしたらよいものか問題になったんです。それというのも理事会では役員が変わったこともあり、慣れていない一部の役員がロールを持ち帰って議事録を作っていたことがわかった。そのことを「みみより」誌のコミュニケーション部の活動報告に「書いていただいた要約筆記も議事録確認のための参考として使わせていただくことを認めてもらい…」と書いたことが派遣元の目にとまったんですね、そんなことを許可した覚えはないと。要約筆記者側は「書き終えたロールやノートテイクの用紙は、その場限りのもの。記録としての性格はありません。だから証拠にはならない。これを証拠にして議事録を作成するようでは安心して要約筆記の人を現場に派遣することはできません」と叱られてしまいました。そこで困ったんです。

そのころ、役員は輪番制で議事録を作っていましたが、みんな重度障害者であり、手話のわからない人が多かったせいもあってスクリーンに出た文字を見て議事録を作っていたんです。そこに出た文字がすべてですからね。それを記録ではないから、議事録の作成に使ってくれるなどとなると手話かできない聴覚障害者は何をもとにして議事録を作ればいいのか当惑した。聴覚障害者は議事録を作ってはいけないのかと。WHY、HOW ですよ。いろいろと考えたんですけれど、健聴の人を呼んで、記録をお願いするとか、録音にとって、あとで健聴の人にテープ起こしをしてもらうとか、そのくらいしかないんですね。しかし、あのころ、私どもに対する記録派遣は認めてもらえず駄目だったんです。でも、ろうあ協会では記録係の派遣を認められていたところもありましたし、難聴者協会では団体の負担で健聴の人に記録をお願いしていたようです。だから、派遣元であのような取り決め方をしても痛くも痒くもなかったわけで合意できたのでしょう。みみより会はカヤの外でしたが…。

結局ですね、書き終えたロールを家に持ち帰ってしまったことは決まりに違反したのですから申し訳ありませんでしたと陳謝しました。要約筆記はその場限りのもの、手話と同じという見方はそれはそれで特に否定はしません。ただ、記録の性格はない、だから証拠にするなどという派遣元の言い分には何だか割り切れないものが残ったんです。特別の理由があったにしろ、トラブルの未然防止のために先に派遣元の方で規制の網をかぶせてしまっているものかなと。スクリーンの文字の中から、何を記録として、証拠として残すかを選ぶ権利は利用者側にあるのではと、私はそう思ったんです。聴覚障害者にはいろんな人がいます。能力の差ということではなくて得意、不得意があり議事録を作るのが苦手という人はこの取り決めに自信をなくして他の役員をお願いすることもありました。

聴覚障害者の社会参加の向上とか人権の平等が叫ばれるようになり、最近では10月に要約筆記の倫理綱領が全要研から発表されましたね。ちょっと目を通したのですが、そのなかに「エンパワメント」という項目があった。私は不勉強で意味が分からなかったのが英語の辞書で調べたんですが載っていない。辞書もお古のせいで

すかね。そこでパソコンで調べると「湧活」となっていました。聴覚障害者を元気づける、夢や希望を持ってもらうよう支援するという意味らしいですが、派遣元の取り決めはこういった趣旨に沿っていたのかなと今にして思うんです。

もう 1 つ、書き終えたロール、書き終えたノートテイクの用紙といったものは、明らかに文字として残ってしまうんですね。平成 13 年から 14 年あたりに大学から聴覚障害者の学生さんに対するノートテイクの支援依頼が要約筆記協会やサークルにあつて派遣されるようになりました。聞けば書き終えたノートなどは直接生徒さんに渡していると言うんです。そこには何の縛りもないんですね。丁度そのころ、アメリカの聴覚障害者の大学、ノースリッジ校だったかサンホセ校だったか忘れてしまいましたが、そこに派遣されていた平郡(ひらごおり)という先生が要約筆記について記録性があるという意味合いのコメントが新聞に載ったんです。覚えている人いらっしゃいますか。同じ要約筆記なのに公的派遣になると記録の性格はないとされ、資料もその場で破棄、公的以外のところでは書かれた資料は利用者の持ち帰りが自由、それぞれ立場というものがあるんでしょう。

ところで、議事録のことなんですが、これは団体であれば、総会とか理事会で審議され議決されたことは記録し、証拠として紙などに残して置くことが法律で義務付けられていますね。こと議事録については耳から入る情報であろうと、通訳を介した手話であろうと、スクリーンからの情報であろうと等しく記録として紙に残さなければならぬんです。監査でも必ず議事録の提出を求められますし、法務局に出したり裁判所から求められることも。ですから派遣元で団体を相手にロールやノートテイクに記録としての性格はない、証拠にはならないという規定を置いても効力は無いことになってしまいます。私はこうしたことを当時の「みみより」誌に書いたつもりなんですがね。時代は変わり、今はどうなっているのでしょうか、皆様にお聞きしたい。

私は税理士業という仕事をしています。もう 40 年近いんです。10 年ほど前に引退しましたが、生活のため今でも細々と仕事を続けております。それでもやはり相当のストレスがありますね。法律とか計算に間違いがないか神経を使います。毎年のように税制の改革がありますのでその都度、勉強し直さなければいけませんし。当たり前ですが楽ではありません。専門集団になれば職業として食べていけるだけの力を持たないと。

私の娘がアメリカにいましてもう 25 年になりますかね。この正月に息子とその友達を連れて帰ってきました。旦那はいつもお留守番です。10 日程居たんですが、アメリカの要約筆記とか手話通訳の話が出ましたので iPad で調べてくれました。ところが要約筆記についてのデータはないと言うんです。手話と違って検定などが無いらしいんです。なぜと聞きましたら、日本語と違って英語の字数は 3 倍ぐらい多いよ、だから打ち込みが大変だと、冗談ともつかぬ返事。要約筆記は日本で独特の発展をするかも知れませんね。手話通訳の場合は検定が 3 段階に分かれているそうです。ASL で、もう皆様はすでにキャッチされていると思いますが、2012 年のデータによりますと、一番上のランクがマスター、次にアドバンス、そして一般のフリーランスなんだそうです。年収は順に 750 万円～1,500 万円、350 万円～600 万円、自由契約のフリーランスは 1 時間あたり 2,700 円から 3,500 円だそうです。アメリカでは裁判所や病院、研究所、宇宙開発、IT 事業などに就職しているようですね。日本でも通訳の裾野がもっと広がれば良いかと、そのためには聴覚障害者が各分野で一層活躍できるよう環境を整えてもらいたいですね。

それでは時間になりましたのでこれで終わります。どうもありがとうございました。

【質疑応答より】

中国地方の要約筆記のコーディネーターをしている人からは、依頼した聴覚障害者から書いたものがほしいと言われたときは、渡すように指示している。責任は、コーディネーターの私がとるということで、行っている。関東地区の参加者からは、難聴団体からほしいと言われれば、ログや書いたものを渡すのが暗黙の了解になっている。しかし、それをあからさまに会誌に載せるなどするからいけないのではないかという意見もあった。

一方では、暗黙の了解のような曖昧な処理しかできないというのがおかしいのではないか。要約筆記は、手話通訳と異なり、書いたものやログが残る。これを利点と考えて、二次利用を考えるべきではないか？ 常にその場限りの情報保障だから二次利用は駄目というのではなく、どういう場合なら、二次利用を認めるという考え方もあってよいのではないかという意見もあった。

以上

■講演2 「情報保障における合理的配慮の考え方」

君島淳二氏(前厚生労働省自立支援振興室長)

皆さん、明けましておめでとうございます。本日はお招きいただきましてありがとうございます。現在私は、埼玉県所沢市にあります国立障害者リハビリテーションセンターに勤めております。どうぞよろしく申し上げます。

私の前の仕事、厚生労働省で自立支援振興室長をしておりまして、そのときに全国文字通訳研究会の長谷川さんからお声をかけていただいて、全文に近い文字通訳の重要性を教えていただきました。それがご縁で今日この場に立っております。手話ですとか要約筆記という仕事は知っていましたが、実は長谷川さんと会うまで文字通訳、特にパソコンによる全文通訳というものがあることは正直言って知りませんでした。ちょうど厚生労働省では自立支援法の改正の時期であり、特に情報保障について新しい法律で明記をしなくてはいけない、わかりやすく説明しなくてはいけないと迷っていた時期でしたので、長谷川さんほか皆様わざわざ厚生労働省に来ていただいたことは私ども若い部下も大変勉強になりよかったと思っております。また今日は熱心な勉強会でお疲れさまでございます。実は今日の私のお話には結論がありません。私自身も悩んでおります。それぐらい難しい言葉がどんどん今、出てきています。今日は皆様と一緒に考えたいと思います。日本も先進国となつていろいろな面で権利といったものもどんどん広がってきてはいますが、どこまでなのか、何がいいことなのか、非常に混沌とした日本となつているのも事実かと思ひます。今日は一段高いところには立っておりますが皆さんと一緒に考えたい、悩みたいということでもまいりました。よろしく申し上げます。

～障害者総合支援法における「意思疎通」という言葉に込めた意味～

今回、自立支援法を総合支援法に変える際にもいろいろありまして、決して皆さんの満足いくものにはなっていないということですが、時代が流れまして、走りながら考えるのではなくて社会保障は今、すべての制度が「持続可能な制度にしよう」という合い言葉であります。よく年金が破たんするのではないかと、医療費が増えてまた自己負担が増えるのではないかと言われますが、いずれにしても破たんをしては身もふたもありません。「持続可能なものにする」というのが今の我々の合い言葉であります。先ほど申し上げたようにちょうど長谷川さんとお会いしたのは自立支援法をどう変えるかという議論をしているときでした。そのとき一番遅れている分野は何だろうということで内部的に議論していたのが「情報保障」です。「コミュニケーション」という言葉は英語ですけれど、あまりにも日本語になってしまっているのも、ものすごく意味が広く、「コミュニケーション保障」とか「情報保障」というと、皆さん、わかった気になってしまいます。何のことを言っているのかはさておき、大事だよなということでは、皆さんウンウンとうなずきます。ところが、今日も朝から議論を重ねてきたと思ひますが、本当に相手に伝えるということは、そんなに簡単なことなのだろうか。特に障害を持った人、あるいはそれが不自由な環境に置かれている人にとって、情報を保障するということは、どこまでやればいいのか、どこまでが可能なのか。そこで今回、総合支援法で「コミュニケーション」というカタカナをやめて、「意思疎通」という日本語を、法律用語で作りました。実は、私が作りました。私がこうしようと提案して、厚生労働省の他の人たちが誰も異議を唱えなかったものだから、そのまま法律になってしまいました。この前、障害者の権利条約が批准されました。その第2条の英文に「コミュニケーションとは」で始まる文面があります。そうしたら日本語で、「コミュニケーション」と訳すのではなくて「意思疎通」と訳して書いてありました。外務省が権利条約を日本語訳にするときに、「コミュニケーション」を「意思疎通」に訳してくれました。これは障害者総合支援法に、そのように書かれているからです。

例えば目や耳や口や舌や、視覚、聴覚、言語、音声、こういったものが不自由であれば、意思の疎通が困難

になるのは、皆さん、おわかりでしょうし、今日もそういう障害をお持ちの方がいらっやっています。ところが、意思の疎通ができないのは、実はそれだけではないのです。例えば、自閉的な障害を持っている方や発達障害や一部の精神疾患をお持ちの方は、言語機能や感覚器や音声は正常であっても、例えば言語化する段階で不自由があるとか、日本語化できないとか、意思表示が苦手だとか、そういう場合があるわけです。

「意思疎通」には、単に我々がテレビ・ラジオ・公共施設でのコミュニケーションにとどまらない複雑で想定できないものまでであるという広く深い意味を込めたつもりです。実は、これは障害者のことだけではありません。我々が暮らしていく中で、本当に他の人と分かり合えているかという根源的なことまでいってしまうと思います。今日の私の表題に「障害者」をつけなかったのは、そういう意味があります。実は情報保障は私の問題でもあります。

もう一つ、後でお話する「合理的配慮」も、障害者の話とはちょっと違います。我々が生きていく世の中を変えていくような話です。今日は難しい言葉を使うかもしれませんが、人間は一番人間のことがわかっていないんだなと思っていただければいいのかなと思います。

～「合理的配慮」が生まれた背景～

「合理的配慮」、私はこんな言葉を義務教育で習ったことはありません。社会人になっても知りません。ついこの前出てきた言葉で、私自身もよくわかっていません。なぜ、そう言い切れるかということ、実は英語の日本語訳だからです。リーズナブル・アコモデーション。意味だけを言いますと、アコモデーションは和解とか調停という意味です。つまり解決した状態です。リーズナブルは、よくテレビの旅番組で「お値段もとってもリーズナブルでございますね」という、あのリーズナブルですが、「納得できる」という意味です。ところがお財布に5万円入っている人が納得できるときと、お財布に 5,000 円しか入っていない人が納得できるときは違うでしょう？ 何が言いたいのか。つまり、「お互いが納得した調停案」を「合理的配慮」と言います。ということは、時と場合と人によって全く違いますということです。今日、私の話には結論がないと申し上げたのは、情報保障における合理的配慮は、その時とその人とその場所で考えてくださいということです。それが意思疎通を可能なものにしていければOKなのではないでしょうかということです。私が「これが合理的配慮だぞ」と決めることではないのです。

ここで合理的配慮の歴史的なお話をしたいと思います。

先ほど言いましたようにこれは日本語ではありません。そもそもはリーズナブル・アコモデーションというアメリカの英語です。何でこれが生まれたかをお話ししましょう。

今、日本に来ている駐日アメリカ米大使の名前をご存じでしょうか。女性ですよ。

キャロライン・ケネディですね。キャロライン・ケネディさんのお父さんが大統領をやられたジョン・F・ケネディ。それが 1962 年。1964 年が東京オリンピックですから、その頃、地球の反対側ではケネディさんが大統領になったわけです。ところが、1960 年代というのはアメリカが荒れていました。非常に悲しい話です。お正月の悲しいニュースの中に、アメリカで黒人を撃った白人の警察官に対する抗議デモが各地に広がったということをお聞きしたいと思います。結局あれは人種差別ですよ。第二次世界大戦が終わりまして、古い方はわかると思いますが、米ソ冷戦なんて言葉がありました。資本主義と社会主義が対立を深くした頃です。実はアメリカが抱えるのは黒人と白人の差別だけではありません。例えばメキシコ系とかプエルトリコ系とか、もっと言うと原住民のインディアンですとか。冷戦が始まって戦争が終わって 1950 年代、米ソが対立する。その中で、戦争は日本ももちろん悲惨でしたが、アメリカだって戦争をしたことでよかったわけではありません。結局、同じです。戦地に行って死んだ人の子どもたち、日本では団塊の世代といいますが、そういう人たちが新しい発想が出てきて、戦争をした自分たちの国に対しての不満というのがどんどん出てきた。その一つが、差別問題です。特に 1963 年でしたか。南北戦争で奴隷解放して 100 周年にあたるのが 1963 年です。そんなこともあって、奴隷を解放したのに、当時の

アメリカは、公園のベンチで白人と黒人の座る場所が別でした。水道の蛇口もトイレも全部別でした。こういう問題が出てきたのがちょうど 60 年代でした。人種だけではなく、女性の権利というものもそのときに出てきました。そこからずっと続いてウーマンリブなんて言葉も出てきたわけです。

キャロライン・ケネディさんのお父さんは、実は男4人の女性5人の9人兄弟でした。男の子が4人、女の子が5人いました。一番上の長女、ローズマリーさんという方がいらっしゃいました。

実はこの方が、生まれながらの今で言う発達障害でしょうか。いわゆる不応症を起こした。ものの本やインターネットなどでは知的障害と明確に書いてありますが、どうもそういうことではなかったようですが、いずれにしても、かんしゃくを起こしたりする不適応な子どもだったそうです。今なら皆さん、「そうですか」で済むのですが、ケネディ家といったら当時は名門中の名門、優秀な一族といわれていました。大統領になるのは次男のジョン・F・ケネディさんですが、彼はあまりにも頭がよすぎて、なんと大統領になったのは 43 歳。もちろん歴代の大統領で最年少です。そのような優秀な家系と伝統あるケネディ家で障害者が生まれてしまったわけです。そしてこの事実を隠そうとします。開頭手術を受けさせて、前頭葉に行く神経を切ってしまったのです。そうすると誰でも穏やかになる。でも穏やかになりすぎて、結局、何もできない人間になってしまう。そういうことまでしたのです。実はその後、ローズマリーさんは障害者施設に入って 86 歳まで生きました。

3つ下の妹にユニス・ケネディ・シュライバーさんという人がいます。この人が実は素晴らしい人なのです。この人が小さい頃、家族で食事に行くよ、みんなきれいにして行こうねというときに、何でいつもお姉ちゃんを連れていけないのか疑問に思っていたそうです。「お姉ちゃんはいいいんだよ」と連れて行かなかった。そのうちにお姉ちゃんはいなくなりました。ユニスさんはもちろんケネディ家ですから、立派な大学を出られてやっていくうちに、姉さんが手術を受けさせられて施設に行っていることを知り、親に対してものすごい反感を持つわけです。なぜそういうことをしたの？ なぜ隠すの？ と。

そしてユニス・ケネディ・シュライバーさんは、お兄さんが大統領に当選した後、そのことを兄に言った。実は兄さんはとっくに知っているわけですが、ケネディ家がしていることは絶対におかしい、お兄さんが大統領になった後にそれを公表してもいいですかと言ったそうです。そうしたらさすがですよ、ケネディ大統領は、わかった、していいよと。そこで「サタデー・イブニング・ポスト」という雑誌に「知的障害者に希望を」という記事を出しました。全米中大騒ぎですよ。名門のケネディ家の長女が知的障害者だったと全国民に知らせたわけです。それが 1962 年のことです。この年の前半にお兄さんが大統領になったわけです。

お兄さんも素晴らしい大統領でした。差別問題でアメリカ中が荒れていました。公民権運動と言われる黒人運動があったりデモがあったり、それらの解決に追われていました。そんな中、わかった、障害者を差別してはいけないという法律を作りましょうと、お兄さんは妹さんに約束したそうです。素晴らしいじゃないですか。ところがです。翌年 1963 年にお兄さんは暗殺されて亡くなってしまいます。障害者差別禁止法は目の目を見ることなく、皆さんご存じかと思いますが、ADA 法＝アメリカンズ・ディスアビリティーズ・アクト、アメリカ人の障害者のための法律は 1990 年によくできた。なんと 27 年かかった。

ここでようやく話がつながります。このアメリカの障害者差別禁止法の根底に流れている考えが、先ほどの合理的配慮、リーズナブル・アコモデーションです。

つまり、アメリカだって差別があったのですよ。隠す文化もあったのです。その家が大統領になったから表に出して、よしそういう法律を作ろうと妹に約束をし、ところが暗殺された。ならば誰か引き継げばいいじゃないですか。ところがアメリカでさえもこれができるまで 27 年もかかっているのです。何が言いたいか。そこに流れる合理的配慮の考え方がそんなにすぐわかるわけがないと私は思っているわけです。皆さんの能力がないわけではありません。約 30 年間、アメリカでどうい議論がされたか。僕はその辺は深堀していませんが、いずれにしてもそんなに大事な法律で、1960 年当時、世の中を大騒ぎさせたにもかかわらず、できるまでアメリカで 30 年近くかかって

いる。そこに流れるのが合理的配慮の考え方なのです。合理的配慮いいよね、差別はダメだよねと、頭から我々は考えようとするのですが、この世の中にこういうことが本当に根付くかどうか、これから我々は宿題を負ったようなものだと思っています。

ユニスさん、すごいでしょ？ 実はこの後もっとすごいのです。彼女は知的障害者に目覚め、こんなに恵まれない人たちがまだアメリカにいることを悲しんで、35人の障害者を自宅に招いてキャンプファイヤーをやります。ルールのない駆けっこをやったり太陽の下で自由に遊ばせたそうです。ケネディさんの家は、相当広かったのでしょうね。それを続けた。そうしたらどんどん知的障害の子どもたちの顔色、目つきが変わって明るくなってきた。これが現在、スペシャルオリンピックスと言われているものの発祥です。

実はパラリンピックばかりが言われますが、パラリンピックには知的障害者は入っていません。発達障害者なども入っておりません。その子たちは、別のスペシャルオリンピックスという、この人が作った世界的なスポーツ大会があります。夏冬で26種目あります。4年に1度、国際的にやっていますが、スペシャルオリンピックス日本もあります。理事長はマラソンの有森裕子さんがやっています。関心があれば行ってください。これは完全ボランティアです。企業もボランティアでやっています。素晴らしいことをしました。

1960年頃、人種差別や女性差別がいろいろ問題になった。当然、障害者差別も問題になって、有名な自立生活センターというのがカリフォルニアのバークレーにできました。バークレーには全身性の障害者がいました。その人たちが中心になって新たな障害者差別解消運動を行うのです。そのときの障害者運動のスローガンは「Nothing about us without us! = 我々抜きに我々のことを決めないで」。これがちょうどその頃のアメリカの障害者運動のかけ声でした。50年前、このように荒れた時代で権利運動が一気に吹き出したのが当時のアメリカです。アメリカがくしゃみすれば日本が風邪を引くと言います。最近はどうか知りませんが、いずれにしても、今日のテーマの合理的配慮という考え方を学ぶとき、先輩はアメリカなのです。アメリカでさえ苦労した考え方です。ADA法はどちらかというと理念法に近いです。

今回、差別解消法ができました。内閣府が所管です。年末に基本方針をまとめたいので、国民の皆さん意見をくださいということで内閣府が年末にパブリックコメントを募集していました。いろんな意見があったのではないのでしょうか。

～情報保障と合理的配慮～

さて最後、情報保障と合理的配慮についてです。

皆さん、毎回議論をされているわけですが、長谷川さんにも当時申し上げたのですが、全文通訳が良いか悪いかは、相手が決めることですよね。つまり、押しつけない。場合によっては、できなければ「できない」と言う。

例えば、アメリカでは雇用の面で非常に価値があると申し上げました。今、時期が時期なので誤解されるといけないのですが、イスラム教は一日でお祈りの時間が決まっています。そうすると仕事をしていても、その時間はお祈りです。イスラム国ではバスの運転手も、その時間はバスを止めて祈ります。バスの乗客でイスラム教でない人は悶々とするわけですよ。「俺は急いでるんだけど」と。「いや、お祈りですから」。アメリカでADA法で一番最初に議論になったのは、宗教上の行為を職場に持ち込めるかどうかなんです。そうなると障害者も関係ない。一般市民も全部そうです。そこをどうしたかという、リーズナブルな方法を見いださないといけない。もう少しわかりやすく言うと合意形成というものです。合意形成することを使用者側も拒否してはいけないんです、話し合いのテーブルにつくということです。ところが企業側も、イスラム教でお祈り始めちゃって生産性が落ちちゃうじゃないということで、過度の要求については断ってもいいということです。「過度」はどの辺なのかということでは、

ケーススタディとガイダンスで決めてくださいということになります。それはどういうことかという、ものすごく時間がかかるということです。

情報保障に手話がいいのか、要約筆記がいいのか、文字通訳がいいのか。方法論もさることながら、どういう時に、どういう場面で、どういう人たちへの話なのかを明らかにしないで、君島が勝手にこれが俺の配慮だから、今後はそれを守れということをした瞬間に「差別」ということになってしまいます。

だから情報保障の話をするとき、一番いけないのが、くだいようですが、どういう場面で、どういう時に誰の話なのか、人と場所と時間を明らかにしないで議論をスタートさせてはダメだということです。

よくコミュニケーションでも、言語化できる言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションがありますという学問的説明はいいのですが、それをどういうときに、どうやって使い分けるんですか？ 正しい答えは「人によって違います」ということしかないのです。

日本国は居心地がいい。私も出たくありません。よくぬるま湯と言いますが、ぬるい温泉はいいですよ、疲れがとれます。アメリカみたいに外に出た瞬間に異文化コミュニケーションが待っているようなところではないので、合理的な配慮がみんな同じだと勘違いするのが、実は日本にとっては問題だと思います。日本人は全部が均一化、同一化されているので、みんな自分と同じだと思ってしまう発想があります。それは危険です。

つまり、冒頭に言いましたように、日本は法治国家としてはすばらしいですが、法律がいつしか常識になって、その常識が逆に我々の行動や考え方をコントロールしている場合があります。もっと疑いましょう。大体一段高いところで何かしゃべってる奴が一番怪しいです(笑)。

結論のない話ですが、今日は情報保障を題材に合理的配慮を考えてきました。長い間、ご清聴ありがとうございました。

【質疑応答より】

合理的配慮は、状況により変わる。文字通訳の場合は、要約を求める人もいる、全部を知りたい人もいる。その状況で、どちらも選択できることが望ましいということと受け止められた。

また行政が、言い訳として利用することも考えられるが、合理的配慮を「しない」ということはできないとの回答であった。

以上